



令和6年度 障がい者タクシー券を発行します

問 福祉課 障がい者福祉係
☎ 932-1493(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線126)



在宅の障がい者に対して、タクシーの初乗り料金分を助成するタクシー券の発行を行います。タクシー券は、4月1日(月)からご利用できます。

- ▶ **発行日**
4月1日(月)から
- ▶ **受付時間**
8時30分～17時15分 ※土日祝日を除く
- ▶ **発行場所**
役場1階 福祉課窓口
- ▶ **対象者**
身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神保健福祉手帳、特定疾患(指定難病)医療受給者証をお持ちの人
- ▶ **必要なもの**
各種手帳または受給者証
※代理の人が発行する場合は代理の人の印鑑が必要です。



収納代理金融機関の変更について

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



6月30日(日)をもって、みずほ銀行本店および各支店の窓口における、須恵町の町税納付の取り扱いが終了となります。納付の際はご注意ください。

窓口納付の際は下記の金融機関やコンビニエンスストアなどをご利用ください。

- 西日本シティ銀行 本店・支店
- 福岡銀行 本店・支店
- 福岡中央銀行 本店・支店
- 粕屋農業協同組合 本所・支所
- 福岡県信用組合 各支店
- 郵便局・ゆうちょ銀行(沖縄を除く九州管内)

※その他、PayPayやLINE Payなどのキャッシュレス決済やQRコードを利用した電子納付もご利用できます。



役場からの インフォメーション



町税などの督促手数料を廃止します

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



須恵町税条例などの改正により、令和6年4月1日以降に納付期限が到来する町税などに係る督促手数料(100円)を廃止します。なお、法令により督促状の送付は引き続き行います。
※令和6年3月31日以前に納付期限が到来した町税などで督促状が送付されたものについては、従前どおり督促手数料の納付が必要です。
また、督促手数料の廃止に伴い、納税通知書に同封している当初納付書のコンビニバーコードの使用期限が、従来の「納付期限から20日間」から「納付期限から1年間」へと変更されます。

督促手数料の例

- ▶ **督促手数料無し**
令和6年4月1日納付期限
(令和5年度国民健康保険税第10期など)
→令和6年4月22日ごろに督促状発送予定
- ▶ **督促手数料有り**
令和6年3月11日納付期限
(令和5年度町県民税特別徴収2月分など)
→令和6年4月10日ごろに督促状発送予定
- ▶ **督促手数料を廃止する町税など(一覧)**
町県民税(普通徴収・特別徴収)
法人町民税
固定資産税
軽自動車税(種別割)
国民健康保険税
後期高齢者医療保険料
道路占用料
水道使用料 など



町税の納付忘れにご注意ください

問 税務課 収納係
☎ 932-1495(ダイヤルイン)
☎ 932-1151(内線133)



4月1日(月)に納付期限を迎える町税があります。町税の納付書の裏面に記載している納付場所(須恵町役場、金融機関、コンビニエンスストアなど)や、インターネットに接続してキャッシュレス決済、電子納付などでの納付が可能です。

また、振替口座の登録がある人は、納付期限当日に登録されている口座から、該当町税の金額分を引き落としますので、預金残高にご注意をお願いします。

- ▶ **対象の税目**
国民健康保険税 10期



子ども(中学生以下)の医療費の 自己負担額を軽減します



子育て世帯の負担軽減を目的として、令和6年4月1日診療分から「子ども医療費支給制度」、「ひとり親医療費支給制度」、「重度障がい者医療支給制度」が改正されます。詳細は以下のとおりです。

1 子ども医療費支給制度について

年齢区分	通院・入院 区別	自己負担額(現行)	自己負担額(令和6年4月～)
3歳未満	通院・入院	なし	なし
3歳以上就学前	通院	1病院につき1か月800円まで	なし
	入院	1病院につき1日500円(上限7日)	1病院につき1か月500円まで
小学生	通院	1病院につき1か月1,200円まで	なし
	入院	1病院につき1日500円(上限7日)	1病院につき1か月500円まで
中学生	通院	1病院につき1か月1,600円まで	なし
	入院	1病院につき1日500円(上限7日)	なし

※変更箇所を赤字で示しています。

2 ひとり親医療費支給制度について

年齢区分	通院・入院 区別	自己負担額(現行)	自己負担額(令和6年4月～)
小学生・中学生	通院	1病院につき1か月800円まで	1病院につき1か月500円まで
	入院	1病院につき1日500円(上限7日)	なし
高校生以上	通院	1病院につき1か月800円まで	1病院につき1か月800円まで
	入院	1病院につき1日500円(上限7日)	1病院につき1日500円(上限7日)

※変更箇所を赤字で示しています。

3 重度障がい者医療支給制度(3歳以上中学生以下)について

制度改正に伴い、子ども医療へ移行します。移行に伴う手続きはありませんが、返信用封筒を送付する予定ですので、**4月1日(月)以降**に旧医療証を返送してください。なお、重度障がい者医療の要件を満たす子どもが高校生になる場合は、改めて住民課からご案内します。

4 医療証の送付について

3月下旬に世帯主宛に送付する予定です。4月1日(月)以降に差し替えていただき、ご利用ください。なお、現在お持ちの医療証は、ご自身で破棄していただきますようお願いします。



問 住民課 国民健康保険係 ☎ 932-1467(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線109)